

委員の任期について

○委員の任期については、「九州・沖縄地方産業競争力協議会設置規程」第3条第3項において、以下の通り規定されている。

第3条 3. 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、任期完了以降にも第2条に定める事項の継続が必要と会長が認めるときは、所定の期間を定めて任期を延長することができるものとする。

○本年6月末に公表された日本再興戦略改訂2015においては、引き続き地方産業競争力協議会でのフォローアップ等を行っていく方向が工程表に示されている。

○また、本年10月の九州地域戦略会議においてとりまとめ、公表された「九州創生アクションプラン～JEWELSプラン～」においても、各県が策定する「地方版総合戦略」や我々の「アース戦略」と連携して取組むことが前提となっており、特に「アース戦略」については重点戦略4分野を中心に産業競争力を強化し、直接的な雇用の場を創出していくことが期待されている。

○そこで、引き続き、本協議会において委員の皆様の御知見を賜りたく、委員の任期を平成30年3月31日まで更新させて頂きたい。

九州・沖縄地方産業競争力協議会 委員名簿 (案)

会長	麻生 泰	一般社団法人九州経済連合会	会長
委員	安里 昌利	一般社団法人沖縄県経営者協会	会長
委員	池内 比呂子	株式会社テノ. コーポレーション	代表取締役
委員	石原 進	九州観光推進機構	会長
委員	大浦 敬子	医療法人社団大浦会	理事長
委員	甲斐 隆博	株式会社肥後銀行	代表取締役頭取
委員	新森 雄吾	宮崎県経済農業協同組合連合会	代表理事会長
委員	中島 弘明	メディキット株式会社	代表取締役会長
委員	西 亮	滲透工業株式会社	代表取締役社長
委員	姫野 清高	株式会社桃太郎海苔	代表取締役社長
委員	藤田 雅史	フジミツ株式会社	代表取締役社長
委員	森 義久	森産業グループ	会長
委員	吉川 幸人	青紫蘇農場株式会社	代表取締役
委員	吉田 哲雄	株式会社ワイビーエム	代表取締役会長
委員	龍造寺 健介	本多機工株式会社	代表取締役社長
委員	村岡 嗣政	山口県	知事
委員	小川 洋	福岡県	知事
委員	山口 祥義	佐賀県	知事
委員	中村 法道	長崎県	知事
委員	蒲島 郁夫	熊本県	知事
委員	広瀬 勝貞	大分県	知事
委員	河野 俊嗣	宮崎県	知事
委員	伊藤 祐一郎	鹿児島県	知事
委員	翁長 雄志	沖縄県	知事
委員	北橋 健治	北九州市	市長
委員	高島 宗一郎	福岡市	市長
委員	大西 一史	熊本市	市長
オブザーバー	丹代 武	九州総合通信局	局長
オブザーバー	辻 秀夫	九州財務局	局長
オブザーバー	森山 茂樹	福岡財務支局	局長
オブザーバー	吉野 隆之	九州厚生局	局長
オブザーバー	前田 芳延	福岡労働局	局長
オブザーバー	井上 明	九州農政局	局長
オブザーバー	岸本 吉生	九州経済産業局	局長
オブザーバー	鈴木 弘之	九州地方整備局	局長
オブザーバー	竹田 浩三	九州運輸局	局長
オブザーバー	北沢 克己	九州地方環境事務所	所長
オブザーバー	久保田 治	沖縄総合事務局	局長

※敬称略。民間委員：あいうえお順、行政機関：建制順等。

九州・沖縄地方産業競争力協議会設置規程

(設置)

第1条 九州地方知事会、一般社団法人九州経済連合会、九州経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局の共同により、九州・沖縄地方産業競争力協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成25年6月14日付けで閣議決定された日本再興戦略に掲げられた地方産業競争力協議会及び平成25年7月9日付けで全国知事会において緊急決議された地域経済再生戦略会議の設置の主旨に則り、九州・沖縄地域において次の事項に取り組み、地方における産業再生に必要な政策その他に関する地方の声を中央政府にあげ、地方経済の再生・活性化を図ることを目的とする。

- 一 地域における戦略産業の検討・特定
- 二 地域資源の掘り起こし
- 三 地域に必要な産業人材の育成に係る戦略等の検討・策定
- 四 前各号の展開及びフォローアップ

(構成)

第3条 協議会は、九州・沖縄地域における民間企業等の経営者及び同地域の行政機関の長から選出した別記第一表に掲げる者を委員として構成する。

- 2 協議会に会長を1名置く。
 - 一 会長は、一般社団法人九州経済連合会 会長が務めるものとする。
 - 二 会長は、協議会の開催にあたって、その進行を行う。
 - 三 会長は、必要と認めるときは、委員を追加することができる。
- 3 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、任期完了以降にも第2条に定める事項の継続が必要と会長が認めるときは、所定の期間を定めて任期を延長することができるものとする。
- 4 会長は、必要と認めるときは、協議会の傘下に分科会を設置することができる。

(開催)

- 第4条 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長に事故等があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。
 - 3 会長は、必要と認めるときは、協議会を书面開催とすることができる。
 - 4 会長は、協議会を開催するときは、別記第二表に掲げる政府の地方出先機関(以下、「政府機関」という。)にオブザーバーとして参加要請する。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、委員及び政府機関以外の者を協議会に招聘し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の運営にあたって、九州地方知事会、一般社団法人九州経済連合会、九州経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局により事務局を組織する。

- 2 事務局の運営に関して必要な事項は、会長が別にこれを定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項については、会長が別にこれを定める。

附則 この規定は、平成25年11月19日から施行する。